船橋市アスベスト対策本部設置要綱

(設置)

第1条 本市におけるアスベスト対策を効果的かつ円滑に推進するため、船橋市アスベスト対策本部(以下「対策本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 被害防止に関すること。
 - (2) 健康及び建築物の相談に関すること。
 - (3) 情報提供に関すること。
 - (4) 市有建築物対策に関すること。
 - (5) 関係機関等との総合調整に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、アスベスト対策に係る重要事項に関すること。

(組織等)

- 第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 2 本部長は、会務を総理し、対策本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に専門部会を設置することができる。 (会議)
- 第4条 対策本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 2 本部長は必要と認めるときは、関係者の会議への出席を求めることができる。 (事務局)
- 第5条 対策本部の事務局は、環境部環境保全課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別表

本部長	環境部を所掌する副市長
副本部長	他の副市長
本部員	市長公室長 企画財政部長 健康福祉局長 健康·高齢部長 保健所長
	環境部長 建設局長 都市計画部長 建築部長 消防局長 管理部長